

有害鳥獣捕獲に係る情報通信技術（ＩＣＴ）を活用した山間地通信体系構築事業 受託者募集要項
--

1 業務の目的

本業務は、有害鳥獣捕獲に係る情報通信技術（ＩＣＴ）を活用した山間地通信体系を構築することで、担い手の負担を軽減することにより、被害を発生させる鳥獣個体の捕獲をさらに強化することを目的とする。

2 業務内容

別紙、仕様書のとおり

3 応募資格

本業務に応募する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 京都市契約事務規則第22条第1項に規定する指名競争入札有資格者名簿に登録している者（公募開始日から選定結果の通知の日までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止の期間が含まれていないこと）、又は京都市競争入札等取扱要綱第2条第1項各号に掲げる資格を有する者であること
ただし、住所地が本市でない者については、京都市競争入札等取扱要綱第2条第1項3号ウ及びエは、住所地の自治体の市町村民税及び固定資産税、水道料金及び下水道料金を滞納していないこととする。
- (2) 代表者、役員又はその使用人が刑法第96条の3又は第198条に違反する容疑があったとして逮捕もしくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者でないこと
- (3) 団体又はその代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者でないこと
- (4) 団体又はその代表者が指定暴力団の構成員でないことのほか、受託者としてふさわしくない者でないこと

4 応募手続等

- (1) 受付・問合せ先

京都市農林作物鳥獣被害対策協議会

【事務局：京都市産業観光局農林振興室農林企画課（担当：玉木、山田）】

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

電話番号：075-222-3351

Eメール：norinkikaku@city.kyoto.lg.jp

注：メールの件名は【問合せ 鳥獣 通信体系】（会社名）とすること

(2) 募集期間

令和3年8月20日（金）～9月7日（火）（午前8時45分～午後5時）

※郵送の場合は、農林企画課に9月7日（火）午後5時までに必着すること

(3) 提出書類（A4サイズ）

ア 応募申請書（様式1）

イ 企画提案書（様式自由）

企画提案書は、「有害鳥獣捕獲に係る情報通信技術（ICT）を活用した山間地通信体系構築事業」の実施に係る企画提案を行うこと。内容に関しては、別紙仕様書を十分に理解したうえで、「7（2）評価項目」を参考に作成するものとする。ただし、次の事項については、必ず記載することとする。

（ア）山間地通信体系の特徴と運用方法（ブラウザ、アプリケーション等での管理方法及び親機・子機間で使用する周波数帯とその特性も含む）

（イ）本市での山間地通信体系の構築、展開手法（想定する親機の設置場所とその位置を示す地図及びエリアマップ内における電波状況（シミュレーション）を示す図面も含む）

（ウ）捕獲従事者等、山間地通信体系使用者への研修

（エ）事業の実施体制

（オ）山間地通信体系構築後のフォロー体制（故障或不具合時のメンテナンス等）

（カ）親機と子機の保障期間と対応年数

（キ）業務完了までのスケジュール

ウ 応募者の概要がわかる資料（様式自由）

エ 類似業務の実績一覧（様式2）

※ 類似業務の実績にパンフレット等の作成がある場合は、その成果物等を添付すること

オ 見積書（様式自由、代表者印を押印すること）

※ 本業務に係る一切の経費（仕様書3に記載の内容にかかる費用）を記載すること

※ 仕様書3（1）に係る見積については、資材費（機器及びその他）、通信費、設置工事費の項目ごとに分けること

※ 税率は10%とすること

(4) 提出部数

正本1部、副本6部

(5) 提出方法

4（1）の受付・問合せ先へ直接持参又は郵送で提出すること（土日祝日を除く）

(6) その他

ア 必要に応じて提出書類の内容を確認する場合がある。

イ 提出書類は受託候補者の決定のためのみに使用し、他の目的には使用しない。

ただし、選定の公表等に必要な場合には、提出書類の内容を本市が無償で使用できることとする。

ウ 提出書類は理由の如何に関わらず返却しない。

エ 必要に応じて提出書類の複製を行うことがある。

オ 企画提案書や事業実施に含まれる著作権・使用権などの対象となっているものは、提案者が責任をもって使用することとする。

5 質問及び回答

(1) 質問者

本書、仕様書に対して質問できる者は、「3 応募資格」を満たしている者とする。

(2) 質問受付期間

令和3年8月20日（金）～8月25日（水）（午前9時～午後5時）

※ 土日祝日を除く。

※ 質問受付期間終了後の質問は、一切受け付けない。

(3) 質問方法

質問書（任意様式）を上記「4（1）受付・問合せ先」に記載する担当者まで、電子メールにより提出すること。訪問、電話又はFAXによる質問は受け付けない。

(4) 回答方法

質問に対する回答は、令和3年8月27日（金）午後5時までに京都市情報館 <https://www.city.kyoto.lg.jp/sankan/page/0000287550.html> で公開することによって行う。

6 面接（面接は書類選考により受託候補者の選定が難しい場合のみ実施する。）

提出された企画提案書に基づき、受託候補者の選定が難しい場合は別途面接による審査を行う。

(1) 実施日時

令和3年9月22日（水）午前10時から（予定）

(2) 場所

京都市市役所 分庁舎 産業観光局大会議室（分庁舎地下1階）

（〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番）

(3) 面接のスケジュール

・プレゼンテーション 20分

・質疑応答 10分

(4) 面接を実施する場合の通知方法

令和3年9月15日（水）電話及びメールにて通知を行う。

※ 開始時間、場所等、面接の詳細は、応募者確定後、改めて通知することとする。

7 受託候補者の選定

(1) 選定方法

受託候補者の選定に当たっては、京都市農林作物鳥獣被害対策協議会（以下、「協議会」という。）において、「有害鳥獣捕獲に係るICTを活用した山間地通信体系構築事業受託候補者選定審査基準」に基づき、応募書類、面接の内容について評価を行い、

順位を決定する。このうち、順位第1位の提案を行った者を受託候補者として選定する。最高点の者が複数の場合は、見積書が最も安価な者を選定候補者として選定する。

ただし、応募者が1者の場合、各委員の採点が一定点数（60点以上）を満たし、本業務を実施し得る能力を満たすと判断した場合は、受託候補者として選定する。また、全ての受託希望者が本業務を実施し得る能力に満たないと判断した場合は、受託候補者を選定しないことがある。

（2）評価項目（カッコ内は基準点。100点満点）

ア より広範囲にエリア内の山間地をカバーする電波状況となっているか。（40点）

イ 子機の操作性が簡単で通信体系管理ソフトの扱い方がわかり易いか。（20点）

ウ 使用者への研修の実施や運用開始後のフォローアップ及びアフターケアについて、その体制や過去の実績が十分であるか。（20点）

エ 過去の業務実績は豊富か。（15点）

オ 見積書の金額は適当か。（5点）

なお、「見積書の金額は適当か」の評価基準については、以下のとおり定める。

（ア）優れている（5点）

予定価格の85%未満の提案で、事業の円滑な運営が期待できる場合

（イ）やや優れている（4点）

予定価格の85%以上～90%未満の提案で事業の円滑な運営が期待できる場合

（ウ）普通である（3点）

予定価格の90%以上～95%未満の提案で、事業の円滑な運営が期待できる場合

（エ）やや劣っている（2点）

予定価格の95%以上～99%未満の提案で、事業の円滑な運営が期待できる場合

（オ）劣っている（1点）

予定価格の99パーセント以上の提案で、事業の円滑な運営が期待できる場合

（3）受託候補者の決定

書類による提案締切日から9月下旬までに受託候補者を決定し、参加者全員に選定又は非選定の結果を書面により通知する。

なお、選考の経過等に関する問い合わせには応じない。

（4）企画提案書の無効

次の掲げる事項に該当する場合は、応募書類を無効とし、選定の対象外とする。

ア 「3応募資格」に掲げる資格を有しない者が応募書類を提出した場合

イ 応募書類に虚偽の内容が記載されていた場合

ウ 見積金額が契約予定金額を越えていた場合

8 契約条件

- (1) 契約時期
受託候補者選定後2週間程度
- (2) 履行期間
委託契約締結の翌日から令和4年3月15日（火）まで
- (3) 契約予定金額
上限16,000千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
- (4) 支払い手続き
原則として、業務完了後に精算払いとする。

9 スケジュール

- (1) 公募開始
令和3年8月20日（金）
- (2) 質問受付
令和3年8月20日（金）～令和3年8月25日（水）
- (3) 質問回答
令和3年8月27日（金）
- (4) 提案締切
令和3年9月7日（火）
- (5) 面接（必要な場合に限る。面接通知日：令和3年9月15日（水））
令和3年9月22日（水）
- (6) 事業者決定
令和3年9月下旬
- (7) 業務開始
令和3年10月上旬

10 その他

- (1) すべての応募書類の作成及び提出、プレゼンテーション等に関する費用は、応募者の負担とする。
- (2) 公募手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 提出期限以降の提出には応じられない。
- (4) 企画提案書の提出後に辞退する場合は、書面により届け出るものとする。
- (5) 企画提案書の提出後に、企画提案書及び見積書の差替、訂正、再提出することはできない。ただし、協議会から指示があった場合を除く。